右岸　新津市大字下新字見取七百四十四番の一地先の標柱二号までの堤防の土地の区域

日橋川

左岸　福島県耶麻郡塩川町大字遠田字沢田向三千七百七十一番の一地先の標柱一号から

左岸　同町大字遠田字向川原五番割五千三百五十一番の二地先の標柱二号までの堤防の土地の区域

右岸　福島県耶麻郡塩川町大字遠田字山王宮二千九百九十番地先の標柱一号から

右岸　同町大字会知字沼尻三千三百四十一番地先の標柱二号までの堤防の土地の区域

右岸　新潟県南蒲原郡中之島村大字中条字北田二千八百八十三番地先の標柱一号から

右岸　同県西蒲原郡分水町大字大川津字川中千六百十三番地先の標柱二号までの堤防の土地の区域

左岸　長岡市槇下町千七百四十六番の一地先の標柱一号から

左岸　同市李崎町二十八番の二地先の標柱二号までの堤防の土地の区域

右岸　長岡市下下条町字中瀬二丁目三番の十一地先の標柱一号から

右岸　同市天神町字東八反三百九十一番の二地先の標柱二号までの堤防の土地の区域

左岸　長岡市下山町字前島二百八十六番の三地先の標柱一号から

右岸　同市下柳町字坂下三百八十七番の一地先の標柱二号までの堤防の土地の区域（道路法の道路を除く。）

左岸　長岡市山田一丁目四十番の一地先の標柱一号から

右岸　同市松葉二丁目二千二十三番の五地先の標柱二号までの堤防の土地の区域（道路法の道路を除く。）

左岸　長野市篠ノ井東福寺字前久保二千三百二十六番の一地先の標柱一号から

左岸　同市若穂牛島字西向川原神千十九番の九地先の標柱二号までの堤防の土地の区域（道路法の道路を除く。）

左岸　長野市篠ノ井横田字竹原九百十二番の一地先の標柱一号から

左岸　同市篠ノ井東福寺字中組五百九十番の二地先の標柱二号までの堤防の土地の区域（道路法の道路を除く。）

右岸　新潟県西蒲原郡分水町大字五千石字屋敷浦三千三百二十番の三地先の標柱一号から

右岸　同町大字国上字居下四千二百十一番地先の標柱二号までの堤防の土地の区域

左岸　新潟県西蒲原郡分水町大字五千石字五十地割九百五番地先の標柱一号から

左岸　同県三島郡寺泊町大字敷ケ俣字柳田九百八十八番地先の標柱二号までの堤防の土地の区域

信濃川

信濃川（千曲川を含む。）

右岸　同　右

右岸　同　右

左岸　同　右

右岸　同　右

左岸　同　右

右岸　同　右

左岸　同　右

右岸　同　右

左岸　同　右

右岸　同　右

左岸　同　右

右岸　同　右

左岸　同　右

信濃川放水路

右岸　大型自動車、普通自動車、大型特殊自動車

左岸　大型自動車、大型特殊自動車

中部地方建設局公示

木曾川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十六条の二第一項の閘門を通航する舟の長さ、幅、水面上の高さ又は喫水の最高限度を次のように指定し、昭和四十六年一月六日から施行する。

昭和四十五年十二月二十六日

中部地方建設局長　片岡勘二郎

水系名	河川名	閘門又は水門の名称	長さ	幅	水面上の高さ	喫水	備考（通航時間）
木曾川	長良川	船頭平閘門	三六・五メートル	四・八メートル	四メートル	一・七メートル	午前八時三十分から午後五時まで

中部地方建設局公示

狩野川水系等に係る指定区間外の一級河川について、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十六条の四第一項第三号の区域及び自動車を次のように指定し、昭和四十六年一月六日から施行する。

昭和四十五年十二月二十六日

中部地方建設局長　片岡勘二郎

水系名	河川名	区域	自動車
狩野川	狩野川	左岸　沼津市大字上香貫字西島町千九十一番の一地先標柱一号から	大型自動車、大型特殊自動車
		左岸　同市本郷町十一番の二地先標柱二号までの堤防の土地の区域（道路法の道路を除く。）	同　右
		右岸　静岡県駿東郡清水町大字湯川字河原田百八十八番の一地先標柱一号から	同　右
		右岸　三島市大字柳島字前船渡三百七十九番の二地先標柱二号までの堤防の土地の区域	同　右
		右岸　静岡県田方郡韮山町大字原木字八丁畑三百十四番の一地先標柱一号から	同　右
		右岸　同町大字寺家字御所之内九百四十六番の五地先標柱二号までの堤防の土地の区域（道路法の道路を除く。）	同　右
		右岸　静岡県田方郡大仁町大字神島字平島百四十番の四地先標柱一号から	同　右
		右岸　同町大字大仁字下赤石七百十四番地先標柱二号までの堤防の土地の区域	同　右
木曾川	木曾川	左岸　愛知県海部郡弥富町大字小島新田字下新田六百八十番の一地先標柱一号から	大型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、自動二輪車、小型特殊自動車
		左岸　同県同郡八開村大字塩田字茂十郎屋敷三十八番の二地先標柱二号までの堤防（標柱三号から四号まで、五号から六号まで、七号から八号まで、九号から十号まで、十一号から十二号まで、十三号から十四号まで、及び十五号から十六号までの区域を除く。）	大型自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車（農耕作業用自動車を除く。）
		左岸　同市起字堤町九十四番の一地先標柱一号から	大型自動車、大型特殊自動車
		左岸　同市小信中島字宮前七百八十番の一地先標柱二号までの堤防天端の土地の区域	大型自動車、小型特殊自動車（農耕作業用自動車を除く。）
		左岸　一宮市奥町字堤下七十八番の一地先標柱一号から	大型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車
		左岸　同市岡町字堤下一・百三十五番地先標柱二号までの堤防天端の土地の区域	大型自動車、小型特殊自動車
		左岸　愛知県葉栗郡木曾川町大字玉ノ井字新屋敷七ノ切一番地先標柱一号から	大型自動車、大型特殊自動車（農耕作業用自動車を除く。）
		左岸　同町大字里小牧字上川原二番の一地先標柱二号までの堤防天端の土地の区域（標柱三号から四号まで、五号から六号まで、及び七号から八号までの区域を除く。）	